

# 虐待防止のための指針

令和4年4月1日

令和5年4月1日

社会福祉法人豊川市社会福祉協議会

## 1. 虐待防止に関する基本的な考え方

社会福祉法人豊川市社会福祉協議会（以下「本会」という。）では、市民及び利用者への虐待は、人権侵害であると認識し、虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底します。虐待防止法を遵守するのはもちろん、虐待防止の取り組みはすなわち利用者の人権を守るための取り組みであることを理解し、虐待につながる不適切な支援の防止と改善、適切な支援を提供できる環境を整えることを基本的な考え方として、本指針を定め、全ての職員は本指針に従って業務に従事します。

## 2. 虐待の定義

本会では、虐待を、『利用者が、他者から不適切な扱いにより、権利利益を侵害される状態や生命・健康・生活が損なわれるような状態に置かれること』と、広くとらえます。

虐待の種類は次のとおりです。

1	身体的虐待	利用者の体に傷や痛みを負わせる暴行を加えること。また正当な理由なく身動きがとれない状態にすること。
2	放棄・放任 (ネグレクト)	食事や入浴、洗濯、排せつなどの世話や介助をほとんどせず、利用者の心身を衰弱させること。
3	心理的虐待	利用者を侮辱したり拒絶したりするような言葉や態度で、精神的な苦痛を与えること。
4	性的虐待	利用者に無理やり（また同意とみせかけて）わいせつなことをしたり、させたりすること。
5	経済的虐待	利用者の同意なしに、利用者の財産や年金、賃金などを使うこと。また利用者に理由なく金銭を与えないこと。

## 3. 虐待防止に向けた体制

### (1) 虐待防止委員会

本会は、虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に「虐待防止委員会」を設置します。虐待防止委員会の構成や役割等については、「豊川市社会福祉協議会虐待防止委員会設置要綱」に定めるとおりです。

### (2) 身体拘束適正化委員会

本会は、身体拘束を最小化するための対策を検討することを目的に「身体拘束適正化委員会」を設置します。身体拘束適正化委員会の構成や役割等については、「豊川市社会福祉協議会身体拘束適正化委員会設置要綱」に定めるとおりです。

### (3) 第三者委員

本会は、虐待対応において、公平性・公正性等を確保するため、必要に応じて、第三者委員を加えることができます。第三者委員は、「社会福祉法人豊川市社会福祉協議会福祉サービスに関する苦情解決規程」により、本会会長から委嘱を受けた者とします。

### (4) 虐待防止責任者と虐待防止マネージャー

本会は、虐待防止の責任主体を明確にするため、虐待防止責任者を置きます。また、現場のリーダーとして、各事業所に虐待防止マネージャーを置きます。

#### 4. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

虐待防止責任者及び虐待防止マネージャーは、全ての職員に対して、差別や虐待の防止に向け、利用者の人権を尊重した支援の励行を進めるとともに、虐待防止の基礎的内容や適切な知識を普及・啓発することを目的に、年1回以上研修を実施します。また、虐待防止に関する外部研修会等にも職員を積極的に参加させるよう努めます。

#### 5. 虐待又はその疑い（以下、「虐待等」という。）が発生した場合の基本的方針と対応の流れ

##### （1）虐待等の発見

虐待等を発見した職員、また、利用者及び家族等から虐待等の相談を受けた職員は、虐待であると明確に判断できない場合であっても、速やかに虐待防止マネージャーへ伝えます。

##### （2）虐待等相談の受付

- ① 虐待等の相談は、「虐待相談書（様式1）」によるほか、様式によらない文書、口頭、電話によっても受け付けます。
- ② 虐待防止マネージャーは、虐待相談の受付に際して、「虐待通報受付書（様式2）」に記録し、その内容を虐待相談者（以下「相談者」という。）に確認します。投書等匿名による虐待相談があった場合にも、虐待防止責任者に報告し必要な対応を行います。

##### （3）虐待等の通報と報告

- ① 相談を受けた虐待防止マネージャーは、利用者の安全・安心の確保を最優先に努め、虐待であると明確に判断できない場合であっても、速やかに虐待防止責任者へ報告し、市へ通報します。
- ② 虐待防止責任者が必要と認めた場合は、第三者委員に報告します。

##### （4）虐待等解決に向けた対応

- ① 虐待防止責任者及び虐待防止マネージャーは、市の立ち入り調査等に協力するとともに、相談者に対し、そのことで不利益が生じないよう細心の注意を払ったうえで、関係者から事情を確認します。
- ② 虐待防止責任者及び虐待防止マネージャーは、事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、速やかに再発防止策を作成します。そして、虐待等を受けた当事者及びその家族等（以下「当事者等」という。）との話し合いを実施します。ただし、当事者等が同意する場合には、再発防止策の提示をもって話し合いに代えることができます。
- ③ 当事者等が希望する場合並びに虐待防止責任者が必要と認めた場合は、第三者委員に助言を求めることができます。
- ④ 虐待防止責任者は、虐待防止委員会において、事実確認を行った内容や再発防止策についての報告と検証を行います。
- ⑤ 虐待であるかどうかの判断・認定は市が行います。職員による虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当該職員に改善を求め、就業規則等に基づき必要な措置を講じます。
- ⑥ 利用者又は家族等に対し、成年後見制度を周知するとともに、制度の利用にあたって必要となる支援を行います。

#### (5) 虐待等解決に向けた対応の記録・結果報告

- ① 虐待防止責任者は、話し合いの結果や改善を約束した事項などを「虐待解決結果記録書（様式3）」により記録し、立ち会った第三者委員及び市へ報告します。
- ② 虐待防止責任者は、当事者等が満足する解決が図られなかった場合には、当事者等に対し市の苦情相談窓口及び愛知県社会福祉協議会運営適正化委員会等の窓口を紹介します。

#### (6) 解決結果の公表

- ① 虐待防止責任者が必要と認めた場合、定期的に虐待解決結果及び虐待原因の改善状況を「虐待受付及び解決状況報告書（様式4）」により第三者委員に報告します。
- ② 虐待防止対応の質の向上を図るため、本指針に基づく虐待防止および解決の対応状況について、個人情報に関する事項を除き、本会の事業報告書に記載します。

### 6. 虐待につながる「不適切な支援」の防止への基本的方針

- (1) どんな状況であろうとも、人が尊厳を持ち自分らしく生きていくという基本的な権利を遵守し、言葉や対応等で利用者の精神的な自由を妨げることがないように努めます。また、利用者の安全を確保する観点から、利用者の身体的・精神的自由を安易に妨げるような行動は行いません。
- (2) 虐待の前段階として存在するであろう「不適切な支援」を行わないように、また「不適切な支援」を生み出したり放置したりするような背景があれば、それを改善します。
- (3) 「不適切な支援」をしていないか、やむを得ないと拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返り、「不適切な支援」を黙認せず、ひとりひとりの気づきを声に出し、虐待の兆候を早期に発見するよう努めます。
- (4) 虐待防止責任者及び虐待防止マネージャーは、全ての職員に対して、チェックリストを定期的実施することにより、職員の資質・意識の向上を図ります。

### 7. 利用者等に対する本指針の閲覧について

- (1) 本指針は求めに応じ、いつでも閲覧できるようホームページ上に掲載します。
- (2) 本指針は全職員に配布し、周知徹底を図るとともに、必要に応じて見直しを行います。
- (3) 別表1を、事業所内の目の届く場所に掲示し、周知徹底を図ります。

〇〇〇〇事業所 虐待防止対応の概要

1. 利用者、家族、職員等からの虐待通報に対応する連絡先、虐待防止責任者、虐待防止マネージャーの設置

利用者の人権擁護と利用者に対する虐待防止のため、サービスの迅速な改善を図り、適切な支援を提供することを目的とし、下記の通り対応する連絡先、虐待防止責任者、虐待防止マネージャーを設置する。

〇〇〇〇事業所 ①通報対応連絡先 電話( ) - FAX( ) -  
 ②虐待防止責任者 課長 〇〇〇〇  
 ③虐待防止マネージャー 所長 〇〇〇〇

2. 虐待通報および解決の手順

